

岐阜市自動車駐車場

指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

岐阜市都市建設部都市計画課

目 次

1 募集の趣旨	4
2 基本的な運営方針	4
3 応募資格	4
4 指定期間	5
5 施設の概要	5
(1) 名 称	
(2) 所在地	
(3) 施設構成・規模・構造	
(4) 運営状況（実績等）	
(5) その他	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	5
(1) 管理運営形態	
(2) 管理基準	
(3) 業務の範囲	
(4) 権利義務の譲渡の禁止	
(5) 業務の再委託の制限	
(6) 従業員の継続雇用について	
(7) 自主事業	
(8) リスク分担に対する方針	
(9) 指定の取消し等	
(10) モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費	11
8 指定管理者の審査・選定の方法	13
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
9 協定書の締結	17
10 指定までのスケジュール	17

1 1 説明会・現地見学会	1 7
1 2 応募手続等	1 8
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 質問の受付	
(4) 応募に関する留意事項	
1 3 問い合わせ先及び書類の提出先	1 8
[別紙 1] 目的外使用許可について	2 0
[別紙 2] 提出書類一覧及び様式	2 1

1 募集の趣旨

道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを設置目的とする岐阜市金公園地下駐車場、岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー４３地下駐車場（以下、「岐阜市金公園地下駐車場」を「金公園地下駐車場」、「岐阜市駅西駐車場」を「駅西駐車場」、「岐阜シティ・タワー４３地下駐車場」を「シティ・タワー４３地下駐車場」、上記三駐車場を「駐車場」という。）の管理について、地方自治法第２４４条の２第３項及び岐阜市駐車場条例（以下、「条例」という。）第３条の規定に基づき、施設の設置目的を効率的、効果的に達成できる指定管理者をそれぞれ募集します。

平成１５年６月の地方自治法の改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

2 基本的な運営方針

本施設の管理運営にあたって、指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、施設及び設備の維持管理等を確実にこなすことが必要となります。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (１) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (２) 過去２年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (３) 地方自治法施行令第１６７条の４（昭和２２年政令第１６号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (４) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。
- (５) 会社更生法（平成１４年１２月１３日法律第１５４号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (６) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (７) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (８) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (９) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第４条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 募集要項、仕様書の内容を満たしていること。

※コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

- ①複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ②コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ③法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- ④構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤コンソーシアムで応募する場合は、別紙2様式4から6までの書類の提出が必要です。
- ⑥コンソーシアムを構成するすべての団体が応募資格を満たしていることが必要です。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

5 駐車場の概要（資料1「施設概要」参照）

駐車場のうち、金公園地下駐車場は単独で、駅西駐車場とシティ・タワー43地下駐車場は、構造上、同じ入口、出口を利用するため一体管理が必要なことから、一括して指定管理者を募集します。

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等（詳細は、資料2「仕様書」を参照）

（1）管理運営形態

本施設は、市が支払う委託料により管理運営していただきます。

市は指定管理者からの申し出に基づき、指定管理者を指定公金事務取扱者（※）として指定し、指定管理者は施設の使用料収入を市に納入していただきます。

（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、公金の徴収・収納や支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長から公金事務を委託（指定）された者を指します。指定公金事務取扱者に指定された者は、市にかわり使用料等の公金を徴収することができます。

施設の「使用料」は、条例第8条に金額が定められており、市に納入していただきます。

＜駐車料金＞

駐車場名称	金公園地下駐車場	駅西駐車場 シティ・タワー43地下駐車場
普通駐車料金	30分毎 150円 1時間30分を超え 3時間まで 600円 3時間を超え16時間まで 600円に30分 までごとに 150円を加算した額	4時間まで 30分毎 150円 4時間超24時間まで 1,200円
夜間駐車料金	1泊 1,200円	なし

定期駐車券料金	平日	1 月	1 4 , 6 6 0 円	平日	1 月	1 7 , 8 0 0 円
		3 月	4 1 , 7 8 0 円			
		6 月	7 4 , 7 6 0 円			
	全日	1 月	1 8 , 8 5 0 円	全日	1 月	2 2 , 0 0 0 円
		3 月	5 3 , 7 2 0 円			
		6 月	9 6 , 1 3 0 円			
回数駐車券料金	<u>150 円券</u>			<u>150 円券</u>		
	22 片 : 3,140 円			22 片 : 3,140 円		
	100 片 : 12,570 円			100 片 : 12,570 円		
	200 片 : 23,570 円			200 片 : 23.570 円		
				2,000 片 : 220,000 円		
	<u>300 円券</u>			<u>300 円券</u>		
	11 片 : 3,140 円			11 片 : 3,140 円		
	50 片 : 12,570 円			50 片 : 12,570 円		
	100 片 : 23,570 円			100 片 : 23,570 円		
				1,000 片 : 220,000 円		
				10,000 片 : 1,885,710 円		
			<u>1,200 円券</u>			
			13 片 : 12,570 円			

(2) 管理基準

① 供用時間、取扱時間

駐車場の供用時間は、条例第7条の規定に基づき、次のとおりとします。

駐車場名称	金公園地下駐車場	駅西駐車場 シティ・タワー43地下駐車場
供用時間	0:00～24:00	0:00～24:00

このうち、金公園地下駐車場の取扱時間（入場、出場可能な時間）は7:00～23:00までとし、その他の駐車場は、0:00～24:00とします。

② 休業日

駐車場は年中無休とします。

③ 駐車対象車両

駐車場を利用できる自動車は、条例第11条の規定に基づき次のとおりとします。

・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち

- 1) 普通自動車に属する乗用自動車
- 2) 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
- 3) 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車とし、二輪車は除きます。

駐車場名称	金公園地下駐車場	駅西駐車場 シティ・タワー４３地下駐車場
車両制限 (最大値)	長さ 幅 高さ 5.1m×2.0m×2.1m	【自走式】 長さ 幅 高さ 5.1m×2.0m×2.1m
		【機械式】(駅西駐車場のみ) 長さ 幅 高さ 車量 5.0m×1.8m×2.0m×2.3t

④ 個人情報等の取扱い・情報公開の推進

管理運営の際に知り得た個人情報等については個人情報の保護に関する法令等に基づき取扱に十分注意し職員に周知徹底を図ってください。それ以外のものについては岐阜市情報公開条例・同施行規則に基づき積極的に情報公開に努めてください（参考資料３「指定管理業務に係る特記仕様書」参照）。

また、防犯カメラの管理については、岐阜市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（令和７年一部改正決裁）に基づき、運用していただきます。

⑤ 目的外使用の基準

別紙１のとおりとします。なお、指定管理者は、目的外使用の許可を行うことはできません。

⑥ 災害発生時の指定管理者の対応について

- ・駐車場は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されておりませんが、地下施設への浸水対策に十分配慮するとともに、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した時は、市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れに協力してください。
- ・災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し市に報告してください。
- ・災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めてください。

⑦ 環境への配慮について

指定管理者は、施設の管理運営に当たり省エネルギーやリサイクルなど、十分な環境への配慮を行ってください。

(3) 業務の範囲（指定管理業務）

① 経営管理業務

- ・企画、事業計画の策定
- ・モニタリング
- ・市及び関係機関との連絡調整
- ・報告書の作成
- ・自己評価
- ・新旧の施設管理者との引継

② 施設運営業務

- ・駐車場の供用及び制限
- ・使用管理
- ・駐車料金の徴収及び減免の受付
- ・広報、営業活動

【参考】キャッシュレス決済について

本市では、住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化のため、キャッシュレス決済を導入しております。

そのため、使用料の徴収にあたっては、**岐阜市が貸与する機器（※）を用いたキャッシュレス決済**を行っていただきます。

なお、**決済端末のレンタル料及び決済にかかる手数料は、岐阜市が負担**します。

※自主事業など、指定管理者の収入の決済にはご利用いただけません。

※施設の物品と同様に、指定管理者の責めに帰すべき事由による機器の損傷や機器の紛失は指定管理者の負担による修繕になりますので、機器の取扱いには十分にご注意願います。

③ 維持管理業務

- ・施設及び設備などの保守・点検・保安警備

④ 指定事業

- ・施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業

⑤ 事務引継事業

- ・施設管理者が交代する場合、指定期間の始期から新たな施設管理者が円滑に管理業務を実施できるよう、新旧施設管理者で引継ぎを行っていただきます。

（４）権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

（５）業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

（６）従業員の継続雇用について

現在勤務している職員から継続雇用の希望があった場合は、継続雇用を検討するように配慮してください。

（７）自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

自主事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・事業内容が施設の設置目的の範囲内又は目的を妨げないものであること。
- ・指定管理者の創意工夫やノウハウを活かすことにより、施設の利用促進やサービスの向上に資する事業であること。
- ・指定管理者が自らの費用負担により実施し、事業の実施により発生する収入は指定管理者に帰属するが、損失が発生した場合でも、市は補填しません。
- ・事業実施前までに市の承認を得ること。また、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。
- ・指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用※は一般利用者と同等になるため、長期にわたり独占的に使用する提案は避けること。

※目的外使用については、別紙１「目的外使用許可について」を参照してください。

(8) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、次のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理(管理主体)への円滑な移行(引継ぎ)	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	協定書(第4条)にて示される業務に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合(施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合(事業放棄・破綻等による指定取消または業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件(仕様)変更以外の要因による管理運営費増大		○
		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由により、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

このうち、No.11の「利用者への対応」については、下記の「**市民総合賠償補償保険**（全国市長会）」は、**全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており**、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険に加入してください。

なお、下表に示す**自動車管理者賠償責任保険**及び**動産総合保険**と同等以上の保険には加入するものとします。

<自動車管理者賠償責任保険及び動産総合保険>

種類	賠償責任保険	動産総合保険
保険金額	身体賠償(施設・昇降機) 1名につき1億円 1事故につき1億円 財物賠償(自動車管理) 1事故につき2億円 使用不能損害3000万円	精算機導入費用(機能改良含む)(※) 金公園地下駐車場 :850万円 駅西駐車場 :379万円 シティ・タワー43 地下駐車場 :379万円 (指定管理者は上記の費用を基準とし、 経過年数を踏まえて算出した金額を 保険金額として加入すること) 現金 100万円
対象範囲	管理上の瑕疵、過失 施設の瑕疵	保管中及び輸送中の事故 盗難を対象

※精算機の導入時期

シティ・タワー43 地下駐車場の精算機：令和4年度導入

金公園地下駐車場、駅西駐車場の精算機：当初導入より5年以上経過

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※指定管理者の負担により実施する自主事業については保険の対象となりません。

※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(9) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
 - ・募集要項の応募資格に不適合となったとき。
 - ・経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消を行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

指定公金事務取扱者（※）は、帳簿の保存等が必要となります。

また、市による検査を実施することがあります。

※「6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等（1）管理運営形態」を参照してください。

7 指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は、資料2「仕様書」を参照）

- （1）指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- （2）年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

<金公園地下駐車場>

年度(令和)	9	10	11	12	13
上限額 (千円・税込)	36,324	36,324	36,324	36,324	36,324
うち電気料金額	3,103				

＜駅西駐車場、シティ・タワー43地下駐車場＞

年度(令和)		9	10	11	12	13
上 限 額 (千 円・ 税 込)	駅西駐車場	82,759	82,759	82,759	82,759	82,759
	うち電気料金額	18,850				
	シティ・タワー43 地下駐車場	24,663	24,663	24,663	24,663	24,663
	うち電気料金額	3,692				
	合 計	107,422	107,422	107,422	107,422	107,422

※事業費の積算内訳は、資料3「積算内訳」を参照

※応募者による高压電力の入札について、電気を安定的かつ継続的に確保するとともに、経済的な側面の重要性を鑑み、必要に応じて実施することができます。応募者が電力入札を行う場合は、供給電気方式や予定使用電力量等については別紙「電気需給仕様書」等を参照してください。

- (3) 指定期間中の各年度の委託料は応募者の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合や、中間見直しを行う場合を除いて、原則、指定期間中は増額しません。

【中間見直しについて】

基準となる経済指標の推移と各費目の収支決算などを勘案し、見直しの対象となった場合に委託料の増額又は減額を行います。

見直しは、指定期間5年の場合、2年目までの決算を基に、3年目(中間年)に判断します。積算した見直し額は4年目以降(2年分)の委託料として反映します。

- (4) 委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を実施することがあります。
- (5) 施設の利用料金(使用料)は市の歳入となります。
- (6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入(収入)となります。(自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。)
- (7) 委託料は、原則として通常払いとし月毎に支払います。
- (8) 管理口座・区分経理
指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。
また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- (9) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税(償却資産)等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、選外であった応募団体は、団体名は公表しません。

(4) 選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書』の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
4	市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。	適・否
5	会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
6	民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。	適・否
8	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所(本店機能)を有する団体であること。 ※コンソーシアムの代表構成員は必ず満たすこと。	適・否
9	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
10	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募者もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、原則ヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は100点を満点とし、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目	採点 結果
公平性 透明性	10	住 民 の 平 等 利用が確保さ れること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考 え方(理解度、取組姿勢など)	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	25	事 業 計 画 書 の内容が、対 象 施 設 の 効 用 (設 置 目 的) を 最 大 限 発 揮 す る も の であること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用(設置目的)を最 大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方 (理解度、取組姿勢など)	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、 内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策(窓口対応、プロモー ション、設備の整備など)	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配 置	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効率性	25	事 業 計 画 書 の内容が、管 理 経 費 の 縮 減 が 図 ら れ る ものであるこ と	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるもの であること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢 など)	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性(サービスとコストのバランスなど)	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性(無理はないか)	
			電気料金に関する提案	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
安定性 安全性	30	事 業 計 画 書 に沿った管理 を安定して行 う物的能力、 人的能力を 有しているこ と	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的 能力を有していること』に対する基本的な考え方(理解度、 取組姿勢など)	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの 実績	
			経営基盤の安定性 組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する	

			資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制	
			スタッフ(採用予定者も含む)の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策(利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど)	
			リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)	
			グループ応募(コンソーシアム)の場合、グループの安定性	
			グループ応募(コンソーシアム)の場合、役割分担及びリスク分担などの確実性及び妥当性	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
貢献性	10	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			地元の法人その他の団体の育成(一部業務の再委託先)	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	

● 総合評価

審査結果	審査内容(選定・不選定の理由等)

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

(1) 募集要項の公表・配布	令和8年7月15日(水)～
(2) 説明会・現地見学会の開催	令和8年7月29日(水)、30日(木)
(3) 質問受付期間	令和8年7月15日(水)～8月14日(金)
(4) 質問に対する回答の公表	令和8年8月下旬頃
(5) 申請書受付期間	令和8年7月15日(水)～8月31日(月)
(6) 第1次審査(資格審査等)	令和8年9月上旬～令和8年9月中旬
(7) 第2次審査(提案内容等の審査)	令和8年9月下旬～令和8年10月中旬
(8) 選定結果の通知・公表	令和8年11月中旬頃
(9) 市議会へ指定議案及び債務負担行為予算案を提案	令和8年11月下旬頃
(10) 指定の通知	令和8年12月下旬頃
(11) 協定書の締結	令和9年1月頃
(12) 事務引継・トレーニング	令和9年1月頃～令和9年3月頃

11 説明会・現地見学会

説明会・現地見学会を以下のとおり実施いたします。

① 金公園地下駐車場の説明会

- ・開催日時：令和8年7月29日(水) 14時
- ・会場：岐阜市文化センター・第1会議室
(岐阜市金町5丁目7番地2)

② 駅西駐車場、シティ・タワー43地下駐車場の説明会

- ・開催日時：令和8年7月30日(木) 14時
- ・会場：駅西駐車場・予備室
(岐阜市橋本町2丁目16番地)

※参加を希望される方は、令和8年7月22日(水)までに下記「13 問い合わせ先及び書類の提出先」まで、ご連絡ください。(希望者がいない場合には、説明会・現地見学会は開催しません。)

当日は、本募集要項等関係資料を持参の上、集合時間までに受付を済ませてください。

1 2 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ、または市役所庁舎 1 5 階都市建設部都市計画課で書類を入手し、都市計画課まで持参いただくか又は記録が残る送付方法（簡易書留等）、または市ホームページの専用フォームのいずれかにてご提出ください（提出期間内必着）。

（オンライン申請フォーム：<https://logoform.jp/form/BcLm/1674807>）

なお、オンラインで提出する書類がある場合も、下記のア～オについては必ず郵送又は持参にて提出してください。

- ア コンソーシアム委任状（様式 6）
- イ 岐阜市自動車駐車場指定管理者指定申請にかかる誓約書（様式 7）
- ウ 役員名簿照会及び同意書（様式 8）
- エ 登記事項証明書（全部事項証明書）
- オ 納税証明書

申請書の受付期間は、令和 8 年 7 月 1 5 日（水）～ 令和 8 年 8 月 3 1 日（月）までとし、応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

ただし、正本 1 部、副本 8 部を提出していただきます。なお、必ず所定の様式を使用し作成するとともに、申請書類は一部につき 50 枚以内にまとめてください。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和 8 年 7 月 1 5 日（水）～令和 8 年 8 月 1 4 日（金）までとし、質問票（別紙様式）を郵送又は E-Mail（toshi@city.gifu.gifu.jp）にて送付してください。電話等口頭での回答はいたしません。

質問及び回答は岐阜市ホームページ及び都市建設部都市計画課で公表します。なお、質問に対する回答は、募集要項等と一体のものとして同等の効力を有します。

(4) 応募に関する留意事項

① 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

② 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦ 情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和 60 年 6 月 20 日岐阜市条例第 28 号）第 2 条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧ 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1 3 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所 都市建設部 都市計画課 施設・駐車場係（担当：森知、三輪、北畑）

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（庁舎15階）

電 話：058-214-2380（直通番号）

E-mail：toshi@city.gifu.gifu.jp

オンライン申請フォーム：<https://logoform.jp/form/BcLm/1674807>

目的外使用許可について

I 目的外使用許可とは

今回選定する施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）であり、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その**用途又は目的を妨げない限度**において**使用を許可することができます**とされております。このことを**行政財産の目的外使用許可**といいます。目的外使用許可は**市長のみが行使できる権限**であり、指定管理者が行うことはできません。

II 目的外使用許可の基準

岐阜市公有財産規則において、次に掲げる場合に限り、使用を許可するものとしております。

なお、目的外使用を許可している事例の多くは、自動販売機の設置、売店、喫茶コーナー、物品販売、広告物等です。

（使用許可の基準）

- 1 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。
- 2 公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
- 3 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- 4 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- 5 国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- 6 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- 7 その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

III 指定管理施設における目的外使用許可の取扱い

1 指定管理者の場合

指定管理者が施設の**設置目的又は用途を妨げない範囲**で**自らの費用負担**による**自主事業**を実施するために施設を使用する場合は、**事前に市の承諾を得るものとし**、その内容が**目的外使用に該当**すると認められるときは、目的外使用の**許可**を得ること。（目的内の使用であれば使用料を市に支払い、事業を実施すること。〈※利用料金制度を導入する場合は削除〉）ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当部署と協議すること。

2 指定管理者以外の場合

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、**速やかに担当部署へ引き継ぐこと**。

「提出書類一覧」及び「様式」

1	申請書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 1
2	事業計画書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 2
3	収支予算書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 3
4	納税証明書		
5	団体の概要及び活動状況を記した書類(会社概要、財務諸表、登記事項証明書等)		
6	(コンソーシアムの場合) 構成員表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 4
7	(コンソーシアムの場合) 協定書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 5
8	(コンソーシアムの場合) 委任状	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 6
9	岐阜市自動車駐車場指定管理者指定申請にかかる誓約書	・・・・・・・・・・	様式 7
10	役員名簿照会及び同意書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 8
11	類似施設等の業務経験実績報告書		
12	質問票	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 9
13	辞退届	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	様式 10